

F - 1 5 戦闘機及び空中給油機の深夜早朝離陸の中止を求める意見書

嘉手納基地の旧型 F - 1 5 戦闘機と製造年の新しい機種を入れ替えるために、米国空軍州兵部隊所属の F - 1 5 戦闘機 4 機と空中給油機 1 機が、8 月 7 日早朝、米本国に向けて離陸を予定していたが、運用上の理由で延期になった。

本町議会では、これまでも嘉手納基地での深夜、早朝離陸に対して、再三にわたり抗議を行なってきた。同基地での未明離陸は、昨年 8 月以降、日米間で改善策を協議しているにもかかわらず、今年 1 月 6 日と 7 日の 2 日間に F - 1 5 戦闘機 1 9 機と空中給油機 6 機が離陸を行い静かな安眠を妨げた。

また、5 月 1 0 日にも一時移駐していた最新鋭ステルス戦闘機 F - 2 2 A ラプターが深夜に離陸をしたが、そのうち 2 機は、運用上の理由により午前 1 0 時 2 5 分頃離陸し、他の基地を経由して本国へ帰還した。このことから、深夜、早朝の離陸を回避することは可能であり、深夜、早朝離陸は、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 1 5 戦闘機及び軍用機の深夜、早朝離陸及び夜間訓練を即時に中止させること。
- 2 老朽化、欠陥が指摘されている F - 1 5 戦闘機を即時撤去させること。
- 3 騒音防止協定を遵守させること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

2 0 0 7 年 8 月 1 0 日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使（沖縄担当） 那覇防衛施設局長